

資 料 編

目次

【資料1】松田町防災会議条例.....	1
【資料2】松田町防災会議運営要綱.....	3
【資料3】消防力の現況.....	4
【資料4】消防水利等.....	4
【資料6】燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先.....	4
【資料7】履物、寝具、衣類調達先.....	4
【資料8】食糧品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先.....	4
【資料9】日用品調達先.....	5
【資料10】地震時に揺れやすい区域.....	6
【資料11】水害予防のための地盤高線図.....	8
【資料12】自主防災組織機能発揮連絡図.....	10
【資料13】松田町災害対策本部条例.....	11
【資料14】土砂災害ハザードマップ資料編.....	12
【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）.....	13
【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）.....	14
【資料17】洪水ハザードマップ.....	15
【資料18】情報発表用紙.....	16
【資料19】注意報の発表様式.....	17
【様式20】台風情報発表様式.....	18
【資料21】警報信号.....	19
【資料22】被害状況報告.....	20
【資料23】被害の程度.....	21
【資料24】被害状況調書.....	23
【資料25】松田町防災行政無線設置及び配備表.....	24
【資料26】松田町消防力現勢表.....	25
【資料27】水防隊編成図.....	25

【資料 2 8】足柄上地区の理・美容に関する災害時支援協定	26
【資料 2 9】松田山ハーブガーデン内農林漁業体験実習館（ハーブ館）屋上に 設置された松田山ライブカメラからの映像の使用に関する協定書	28
【資料 3 0】災害時における一時避難場所に関する協定書.....	30
【資料 3 1】主要材料販売業者.....	31
【資料 3 2】町内医薬品取扱業者	31
【資料 3 3】町内医療機関.....	31
【資料 3 4】感染症指定医療機関	32
【資料 3 5】町内建設・建築業者	32
【資料 3 6】緊急通行車両・緊急輸送車両事前届出書.....	33
【資料 3 7】緊急通行車両事前届出済書	34
【資料 4 0】自衛隊の災害派遣要請の要求について(要請).....	35
【資料 4 1】松田町の被害状況について(通知).....	36
【資料 4 2】自衛隊災害派遣に係る活動記録	37
【資料 4 3】自衛隊の災害派遣の撤収について(要請).....	38
【資料 4 4】関係警察機関一覧表	39
【資料 4 5】消防団編成図.....	39
【資料 4 7】水防標識	39
【資料 4 9】水防腕章	41
【資料 5 0】水防信号	40
【協定 3 - 2 4 - 1】秦野市と松田町消防相互応援に関する協定.....	41
【協定 3 - 2 4 - 2】南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書	47
【協定 3 - 2 4 - 3】災害時における相互応援に関する協定書（松田町と光町）	47
【協定 3 - 2 4 - 4】災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町及び松田町） ...	49
【協定 3 - 2 4 - 5】災害時における相互援助に関する協定書（県西地域広域市町村圏を構成する市町） ...	51
【資料 5 2】建造物の耐震診断基準（参考）	55
【資料 5 3】松田町地震災害警戒本部条例.....	56
【資料 5 4】土砂災害警戒区域（がけ崩れ）等一覧	57

【資料 5 6】土砂災害警戒区域（土石流）等一覽.....	59
-------------------------------	----

【資料1】

松 田 町 防 災 会 議 条 例

昭和38年9月7日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、松田町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松田町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて松田町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (9) その他町長が必要と認める機関のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月10日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

松田町防災会議委員名簿

会 長 松田町長

準拠条例	区 分	機関・役職
条例第 3 条第 5 項第 1 号	指定地方行政 機関	農林水産省 関東農政局 神奈川支局 地方参事官室 総括農政推進官
条例第 3 条第 5 項第 2 号	県職員	神奈川県県西地域 県政総合センター所長
〃	〃	神奈川県県西土木事務所長
〃	〃	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター所長
条例第 3 条第 5 項第 3 号	県警察	松田警察署長
条例第 3 条第 5 項第 4 号	町副町長	松田町副町長
条例第 3 条第 5 項第 5 号	教育長	松田町教育委員会教育長
条例第 3 条第 5 項第 6 号	消防団長	松田町消防団長
条例第 3 条第 5 項第 7 号	指定公共機関	東日本電信電話株式会社 神奈川県西支店長
〃	〃	東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社長
〃	〃	一般社団法人 足柄建設業協会会長
〃	〃	東海旅客鉄道株式会社 松田駅長
〃	〃	小田急電鉄株式会社 秦野駅長
〃	〃	富士急湘南バス株式会社 代表取締役社長
〃	〃	中日本高速道路株式会社 御殿場保全サービスセンター所長
条例第 3 条第 5 項第 8 号	自主防災組織	中里自主防災会長
〃	〃	弥勒寺自主防災会長
〃	学識経験者	学識経験者
条例第 3 条第 5 項第 9 号	その他	小田原市消防本部消防長
〃	〃	一般社団法人 足柄上医師会長
〃	〃	松田町自治会長連絡協議会長
〃	〃	陸上自衛隊 第 1 高射特科大隊長
〃	〃	松田町民生児童委員協議会長
〃	〃	松田町社会福祉協議会長

【資料2】

松 田 町 防 災 会 議 運 営 要 綱

(目 的)

第1条 この要綱は、松田町防災会議条例（昭和38年松田町条例第22号）第5条の規定に基づき、松田町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(部 会)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、防災業務を担当する課が処理する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

【資料3】 消防力の現況

(平成31年3月31日現在)

消防団員数	消防ポンプ自動車					水槽付消自防ポンプ車	三輪ポンプ自動車	その他の消防用車輛	手引動力ポンプ	小型動力ポンプ車	小型動力ポンプ	指令車
	A1級	A2級	B1級	B2級	計							
127人	—	6	—	—	6	—	—	—	—	2	6	1

【資料4】 消防水利等

(平成31年3月31日現在)

消火栓	防火水槽	大型街頭消火器
273基	81基	259基

【資料6】 燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先

商店名	住所	電話番号	備考
(株)シャイン	松田町松田庶子 1,532	83-0001	
(有)高橋プロパン	〃 〃 1,181	82-0073	
(有)筆屋商店	〃 〃 1,886	83-0100	

【資料7】 履物、寝具、衣類調達先

商店名	住所	電話番号	備考
イワタヤ	松田町松田惣領 1,160	82-0431	
ヤマニ 大坂屋	松田町松田惣領 1,338	82-1371	
器衣工房	〃 松田惣領 1,251	82-0206	
レディースキリヤマ	〃 松田惣領 1,180	82-0502	
(株)ナカムラ	〃 松田惣領 1,231	83-1271	

【資料8】 食糧品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先

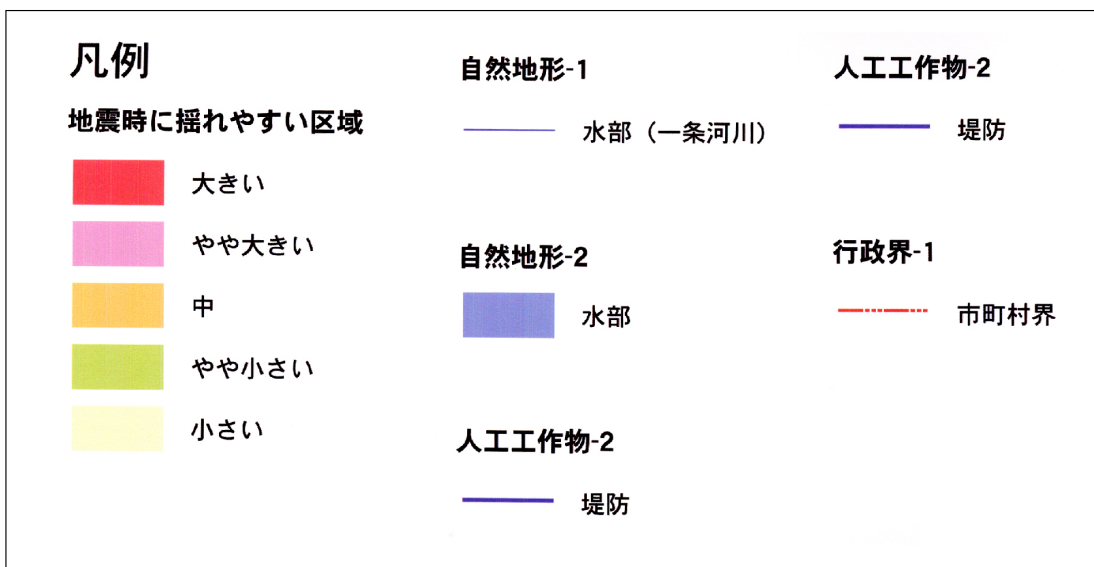
商店名	住所	電話番号	備考
セブンイレブン 小田急新松田店	松田町松田惣領1216-13	83-2118	
片岡酒店	〃 〃 1,934	82-1919	
島村酒店	〃 〃 1,774	82-0013	
(有)菅谷製麺所	〃 〃 2,056	82-1631	

㈱ 杉 山	〃 〃	1,231	82-1381	
セブンイレブン 松田惣領店	〃 〃	2,348	82-2296	
田部井製麺	〃 〃	1,406	82-0406	
夏苺商店(有)	〃 〃	822	82-6905	
(有)陶山青果店	〃 〃	2,443	83-1133	
ファミリーマート 新松田店	〃 〃	203-3	82-6646	
ファミリーマート 松田町店	〃 〃	1,867	85-1021	
㈱クエイエス・ティ	横浜市青葉区荏田西2-3-2		045-914-8161	

【資料9】 日用品調達先

商 店 名	住 所	電話番号	備 考	
内 田 紙 店	〃 〃	1,904	82-1628	
遠 藤 電 機	〃 〃	2,211	82-2024	
杉村電機商会	〃 〃	1,490	82-4518	
和 田 電 機(株)	〃 〃	1,891	82-2351	
㈱クエイエス・ティ	横浜市青葉区荏田西2-3-2		045-914-8161	

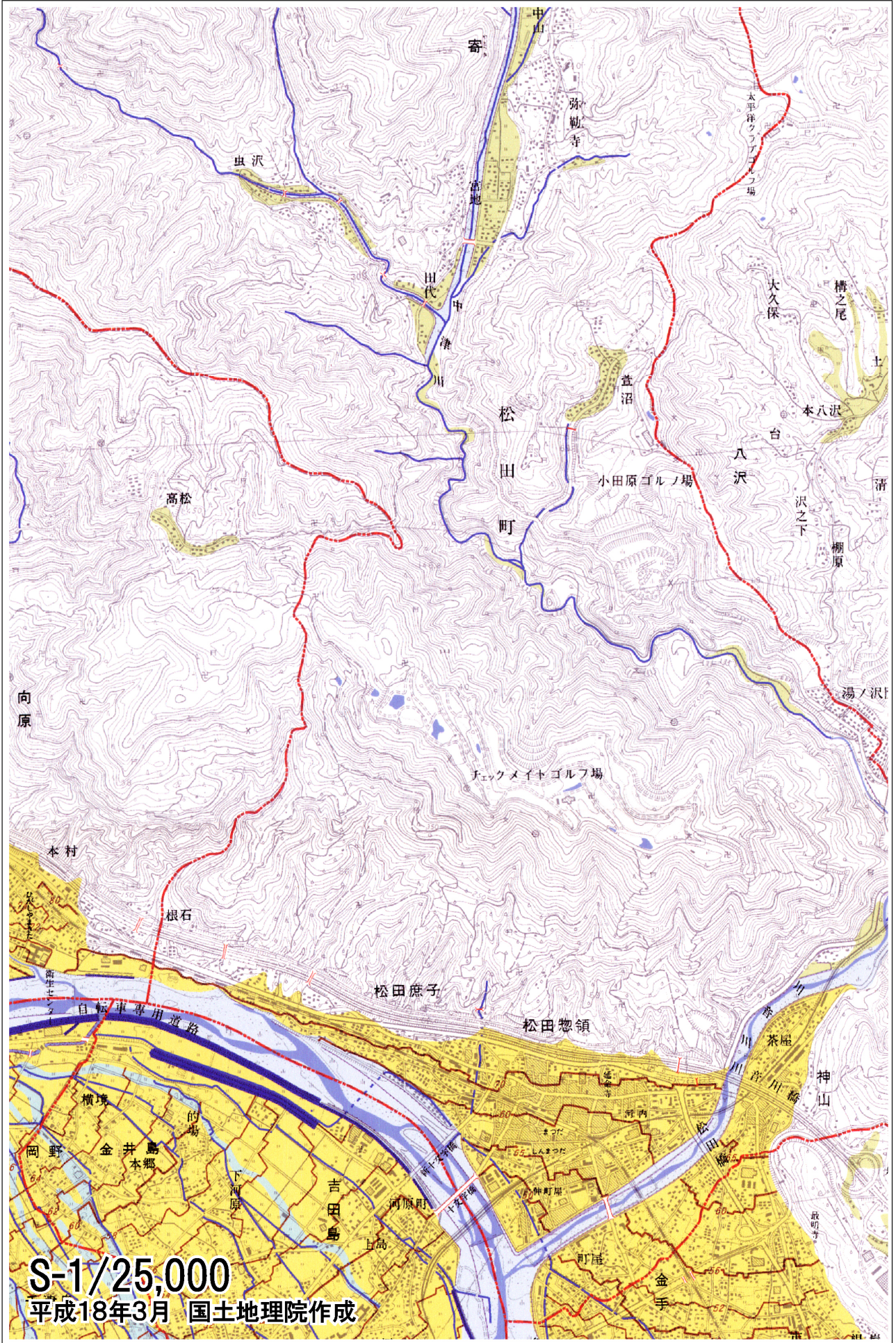
地形区分から読み取る地震時に揺れやすい区域



地震の揺れやすさ	地形区分
小さい	山地・斜面、崖、地すべり、台地・段丘(高位面、上位面、中位面、下位面)、 溪床堆積地
やや小さい	台地・段丘(低位面)、麓斜面、崖錐、扇状地、砂丘
中	緩扇状地、自然堤防、砂堆・砂州、天井川沿いの微高地、谷底平野・氾濫平野、 天井川の部分、高水敷、低水敷・浜
やや大きい	凹地・浅い谷、海岸平野・三角州、旧河道
大きい	後背低地、旧水部

この地図は、これまでの様々な地震災害調査から指摘されている地形と地震動災害との関係にもとづいて、土地条件図「小田原」の自然地形データの地形分類項目を地盤の揺れの大小によって再分類して表示したものです。

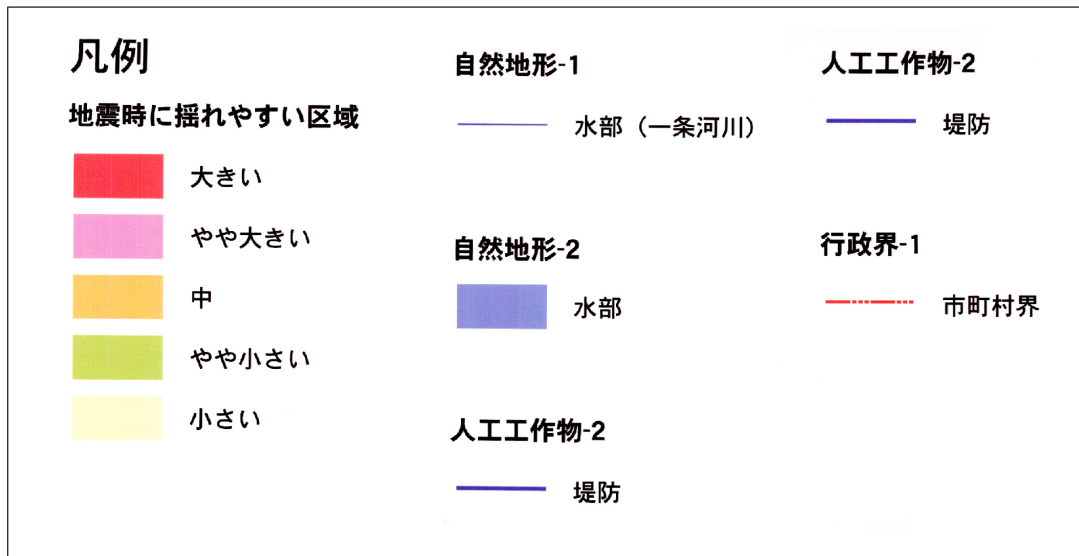
一般に地震動による震動被害は、震源域からの距離が離れている場合は地盤による揺れの増幅効果のため低地に集中することがありますが、被害のあらわれ方は沖積層の厚さとその構成物質、建物の持つ固有周期などに大きく影響されます。したがって、単純に地形から地盤の揺れの大小を確定することはできませんが、沖積層の厚さ・構成物質と地形との対応を考えると、例えば海岸平野・三角州、後背低地などの地下は他の地形と比較して軟弱な沖積層が厚い場合が多いので、下記の表のような読みかえをすることで、地震による地盤の揺れやすさを地形から推測することも可能です。



S-1/25,000

平成18年3月 国土地理院作成

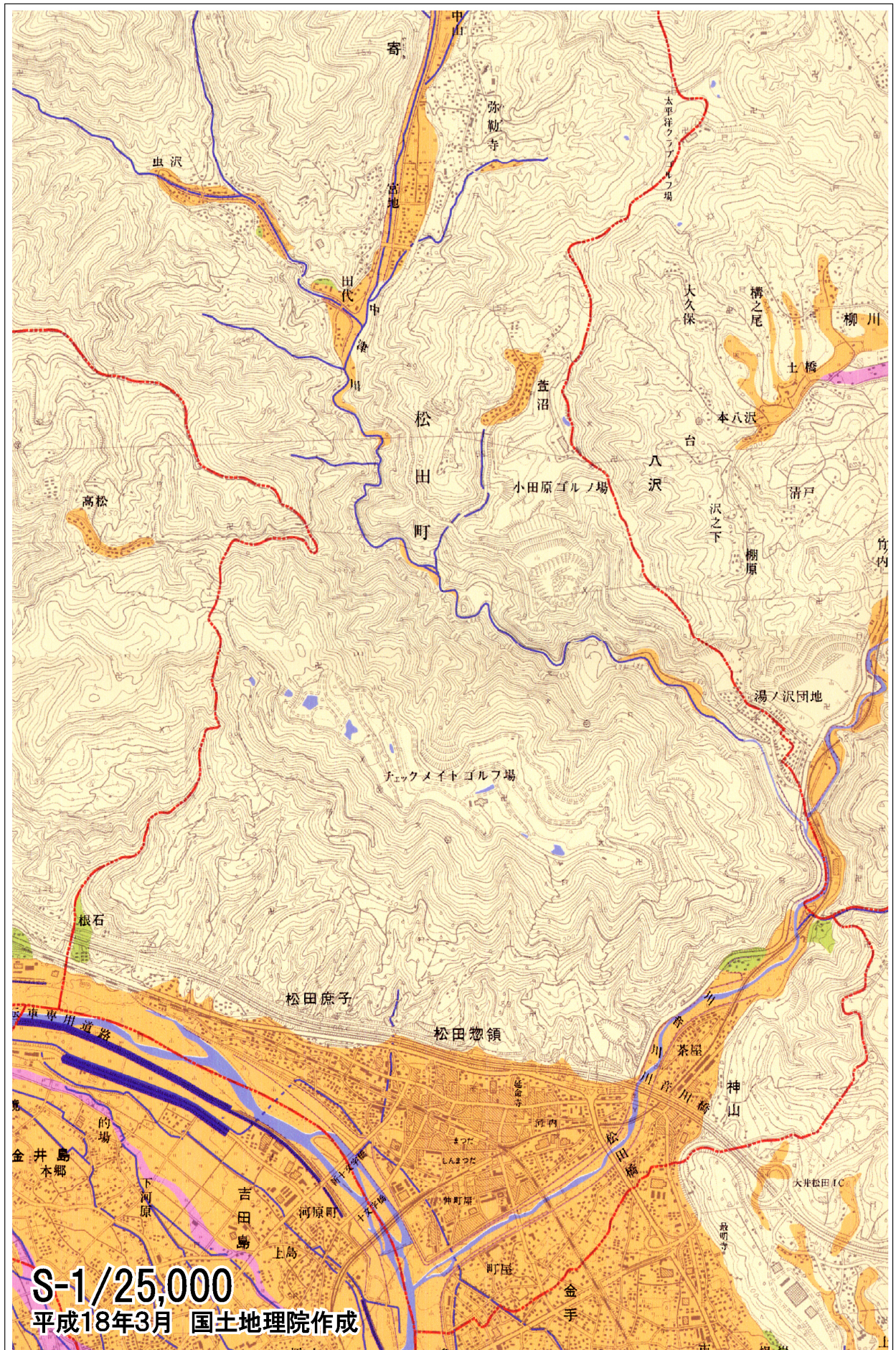
地形区分から読み取る地震時に揺れやすい区域



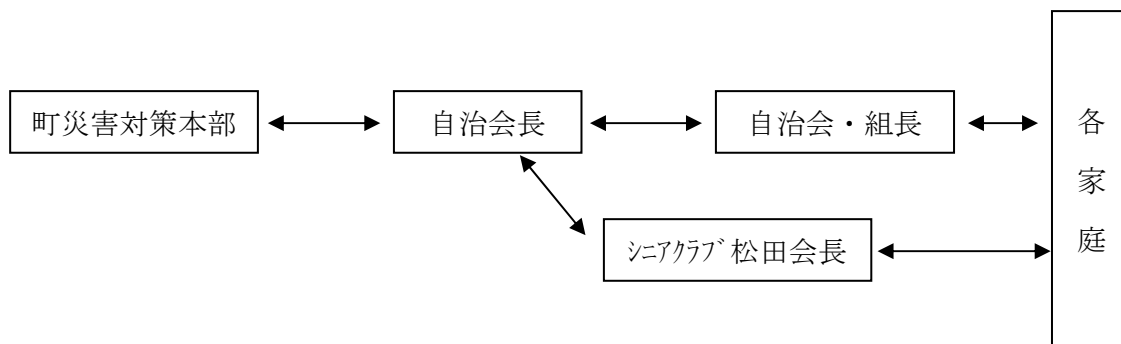
地震の揺れやすさ	地 形 区 分
小さい	山地・斜面、崖、地すべり、台地・段丘（高位面、上位面、中位面、下位面）、 溪床堆積地
やや小さい	台地・段丘（低位面）、麓斜面、崖錐、扇状地、砂丘
中	緩扇状地、自然堤防、砂堆・砂州、天井川沿いの微高地、谷底平野・氾濫平野、 天井川の部分、高水敷、低水敷・浜
やや大きい	凹地・浅い谷、海岸平野・三角州、旧河道
大きい	後背低地、旧水部

この地図は、これまでの様々な地震災害調査から指摘されている地形と地震動災害との関係にもとづいて、土地条件図「小田原」の自然地形データの地形分類項目を地盤の揺れの大小によって再分類して表示したものです。

一般に地震動による震動被害は、震源域からの距離が離れている場合は地盤による揺れの増幅効果のため低地に集中することがありますが、被害のあらわれ方は沖積層の厚さとその構成物質、建物の持つ固有周期などに大きく影響されます。したがって、単純に地形から地盤の揺れの大小を確定することはできませんが、沖積層の厚さ・構成物質と地形との対応を考えると、例えば海岸平野・三角州、後背低地などの地下は他の地形と比較して軟弱な沖積層が厚い場合が多いので、下記の表のような読みかえをすることで、地震による地盤の揺れやすさを地形から推測することも可能です。



【資料 1 2】 自主防災組織機能発揮連絡図



松田町災害対策本部条例

(昭和 39 年 5 月 15 日条例第 16 号)

改正 平成 8 年 3 月 19 日条例第 2 号

平成 24 年 9 月 21 日条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、松田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

松田町 土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップとは？

松田町土砂災害ハザードマップとは、神奈川県が調査した土砂災害警戒区域（土石流）や急傾斜地崩壊危険箇所の範囲、避難所や要援護者施設など、土砂災害の警戒避難に必要な情報と、町内に存在する活断層の位置を示したものです。さらに、土砂災害の基礎知識や心構え、土砂災害から身を守るための避難情報や防災情報も掲載しましたので、これらの情報を参考に、災害が予想されるときには早めの避難を行い、自らの命を守りましょう。

ハザードマップを受け取ったら、まずやること。



- 自宅周辺の警戒区域、避難経路や危険箇所の確認
- 避難所の確認
- 避難所以外の緊急の避難先を考える
- 家族で避難方法や連絡先について考える

土砂災害の種類

土石流

山腹や川底の石、土砂などが大雨などにより水と一緒に激しく流下する現象です。時速20～40kmとスピードが速く、周辺の木々や岩などを巻き込みながら進むため、家屋や畑を瞬時に破壊させます。



がけ崩れ

雨や地震などの影響で地盤が緩み、斜面が突然崩れ落ちる現象です。現象としては局所的ですが、突然起こるため、逃げ遅れる人も多く、死者の割合が高くなっています。



地すべり

地下水などの影響により、斜面を構成する土壌が斜面下方にすべり、移動する現象です。スピードはゆっくりですが、広い範囲にわたって地面が動くという特徴があります。



資料提供：NPO法人土砂災害防止広域センター

土砂災害の発生原因

土砂災害の多くは集中豪雨や長雨、地震によって引き起こされます。発生原因によって異なる、土砂災害の特徴を理解しておくことが大切です。

降雨による土砂災害

集中豪雨や長期間雨が降り続く場合など、地中にしみ込む水の量が多いほど、土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害は雨が止んでも発生する恐れがありますので、十分注意してください。

土砂災害の前兆現象

以下の前兆現象を確認したら、土砂災害に警戒を！

がけ崩れ

- がけから小石が落ちてくる
- 斜面にひび割れが起きる
- 湧水が濁ったり、新たに湧水が出現する



土石流

- 川の水が濁り、上流から木などが流れてくる
- 雨が降っているのに、川の水位が下がる
- 山なりや地鳴りが聞こえる



資料提供：NPO法人土砂災害防止広域センター

前兆現象を見たり聞いたりしたら、すぐに町役場に連絡してください！
松田町 総務課 安全防災担当室 TEL：84-5540

土砂災害が発生したら

土砂災害発生時は絶対に渓流やがけに近づいたり、渡ったりしてはいけません。



- 土石流から直角方向に逃げる！
- 近くの安全で頑丈な建物に避難！

もし逃げ遅れたら？

（垂直避難）
もし逃げ遅れたら、無理に避難せず、2階の斜面と反対側に待機しましょう。



土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、松田町が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

避難情報の種類と伝達経路

気象情報や土砂災害警戒情報、避難に関する情報などは以下の経路で皆さんに提供されます。災害時には情報が伝わりにくくなることが想定されるため、積極的に情報収集を行いましょう。

避難情報の種類

- 避難準備情報** 土砂災害の危険が高まったときに発令
 - 避難の準備を始める。
 - 高齢者や障害者の方には近所など土砂災害発生への危険を回避する。
 - ラジオやテレビ、防災行政無線の放送に注意する。
- 避難勧告** 土砂災害の危険が明らかに高まったときに発令
 - 避難勧告が出たら、避難を開始する。
- 避難指示** 土砂災害の危険性が非常に高いと判断されたとき、または土砂災害が発生したときに発令
 - すぐさま危険を避けてください。直ちに避難を開始！
 - 避難の時間的余裕がない場合は、生命を守る最低限の行動をしてください。

情報の伝達系統



インターネットによる情報収集

気象情報や川の水位情報、土砂災害警戒情報などはインターネットで簡単に収集することができます。

土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県：土砂災害警戒情報システム http://dosyasaisai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/map.php 気象庁：土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報 http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html
雨量・水位に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県：雨量水位情報 http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/index.html 国土交通省：川の防災情報 http://www.river.go.jp/nrcp0302gDisp.do?areaCode=83
気象に関する一般的な情報	<ul style="list-style-type: none"> 横浜気象台：気象情報・注意報 http://www.jma-net.go.jp/yokohama/index.html

松田町あんしんメール

「松田町あんしんメールとは」災害、防災、助知などの情報を携帯電話やパソコン、メールでリアルタイムに配信するサービスです。

以下のQRコードからアクセスするの、アドレスにeメールをすることを登録できます！

regist@town.matsuda.kanagawa.jp

フリーダイヤル

騒音などで防災行政無線が聞きとれなかった場合、フリーダイヤルでお知らせするサービスです。

0120-04-1221

避難時の注意点

家族や地域で助け合いながら、以下の点に注意して避難しましょう。

- 情報に気をつけ自主避難を
- 荷物は最小限で
- 狭い道、水路や川の近くを避けて避難



- 動きやすい恰好で2人以上で避難
- 家族や地域で助け合って避難
- 隣、近所で声を掛け合って避難



地震による土砂災害

地震に伴う土砂災害は、現象の規模が大きく、予測が難しいことが特徴です。2004年の中越地震や2008年の岩手・宮城内陸地震では、がけ崩れや土石流により大きな被害が発生しました。

地震後の大雨に注意！

関東大震災では地震後の大雨により、伊勢原市や厚木市、山北町、小田原市などで土石流が発生しました。特に、伊勢原市での土石流は約140戸を押し流す災害となりましたが、住民は安全なところに避難していたため、犠牲者は1人とどまりました。地震後も、いつ起こるかわからない土砂災害に備えて、避難を継続しましょう。

地震の揺れと被害想定

震度5以上で土砂災害の危険性が高まります。

震度	想定される被害
4	電灯などのつり下げ物は大きく揺れる
5弱	固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
5強	物につかまないと歩くことが難しい
6弱	頑強でないブロック塀が倒れることがある
6強	はわかないと歩くことができない
7	耐震性の低い木造建築は、傾くものや、倒れるものが多くなる
	耐震性の高い木造建築でも、まれに傾くものや倒れるものがある
	耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建築物では、倒れるものが多い

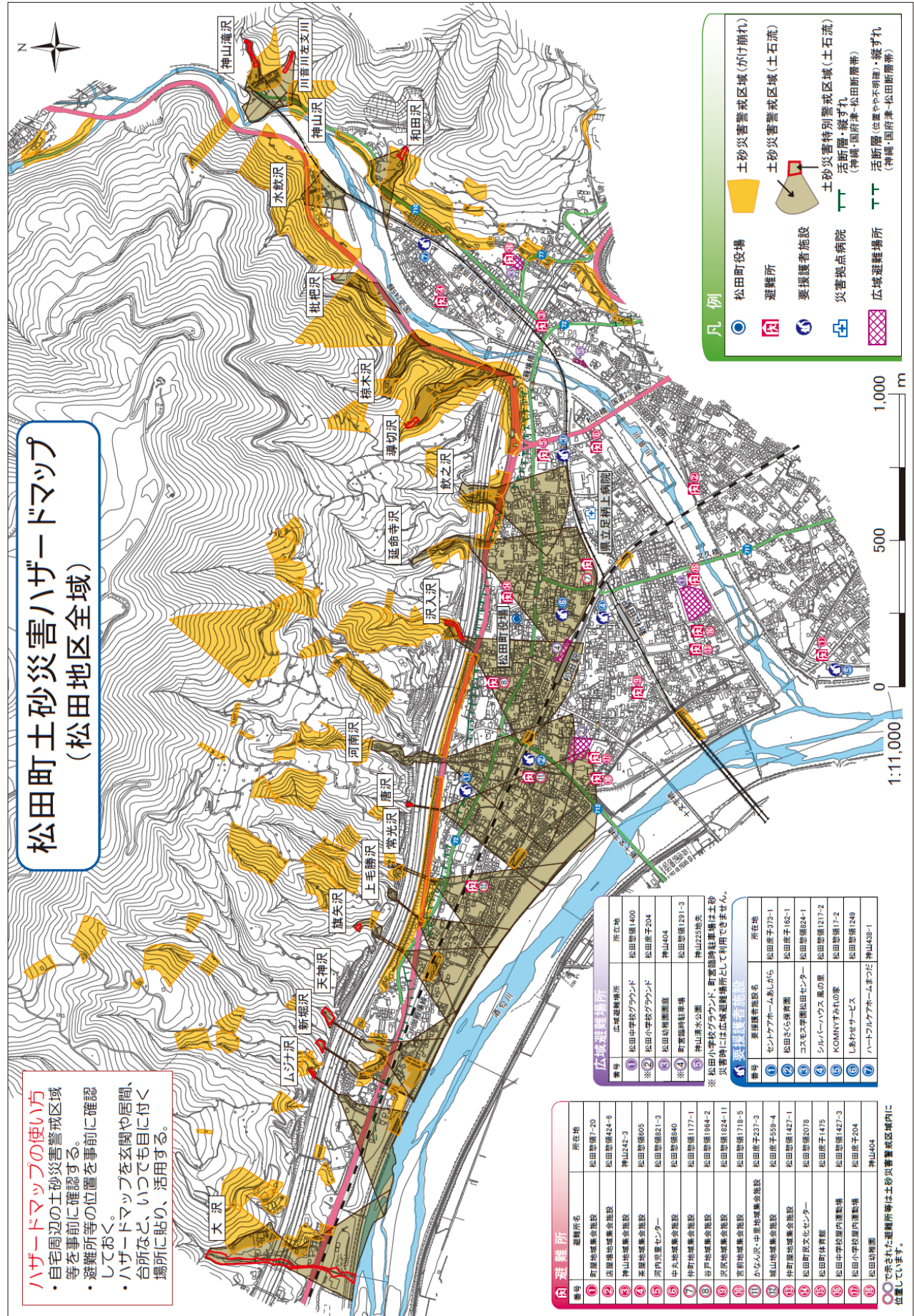
東日本大震災と土砂災害

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、沿岸部の津波による被害だけでなく、内陸部を中心に土石流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生し、多くの尊い命が奪われました。地震時には急ながけや沢に絶対に近づいてはいけません。



写真：国土交通省建設部が2011年に発生した土砂災害より

【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）



松田町土砂災害ハザードマップ (松田地区全域)

ハザードマップの使い方

- 自宅周辺の土砂災害警戒区域等を事前に確認する。
- 避難所等の位置を事前に確認しておく。
- ハザードマップを玄関や居間、台所など、いつでも目につく場所に貼り、活用する。

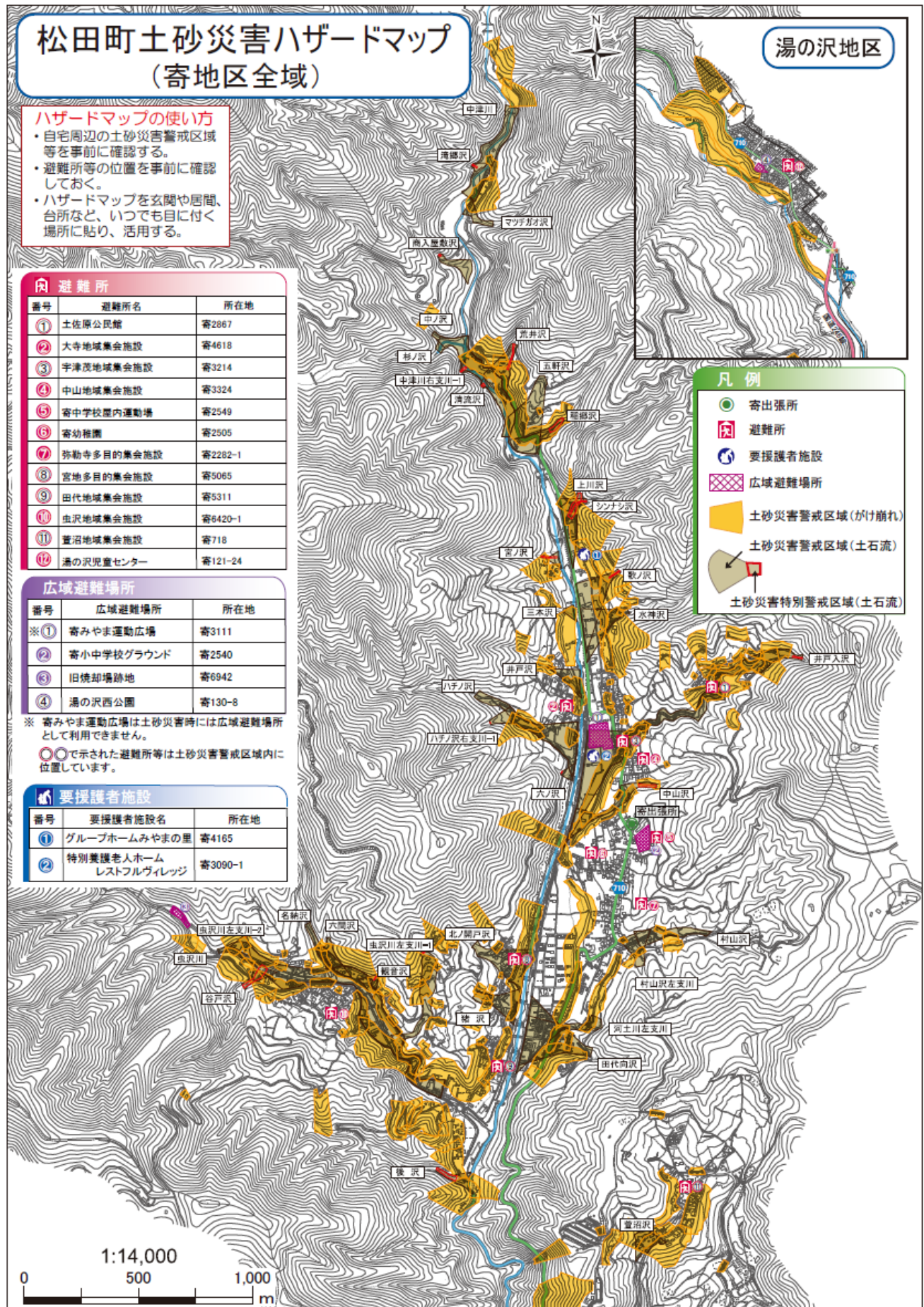
番号	名称	所在地
1	松田中学校グラウンド	松田町 松田 1400
2	松田小学校グラウンド	松田町 松田 204
3	松田幼稚園	松田町 松田 404
4	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
5	松田小学校グラウンド(町営臨時駐車場)は土砂災害時には広域避難場所として利用できません。	松田町 松田 1291-3

番号	名称	所在地
1	セントラルホームおしがら	松田町 松田 373-1
2	松田本(仮)保育園	松田町 松田 192-1
3	コスモ学園松田センター	松田町 松田 824-1
4	シルバーハウス風の里	松田町 松田 1217-2
5	KOMNYすけいの家	松田町 松田 17-2
6	しあわせサービス	松田町 松田 149
7	ハートフルケアホームまつは	松田町 松田 439-1

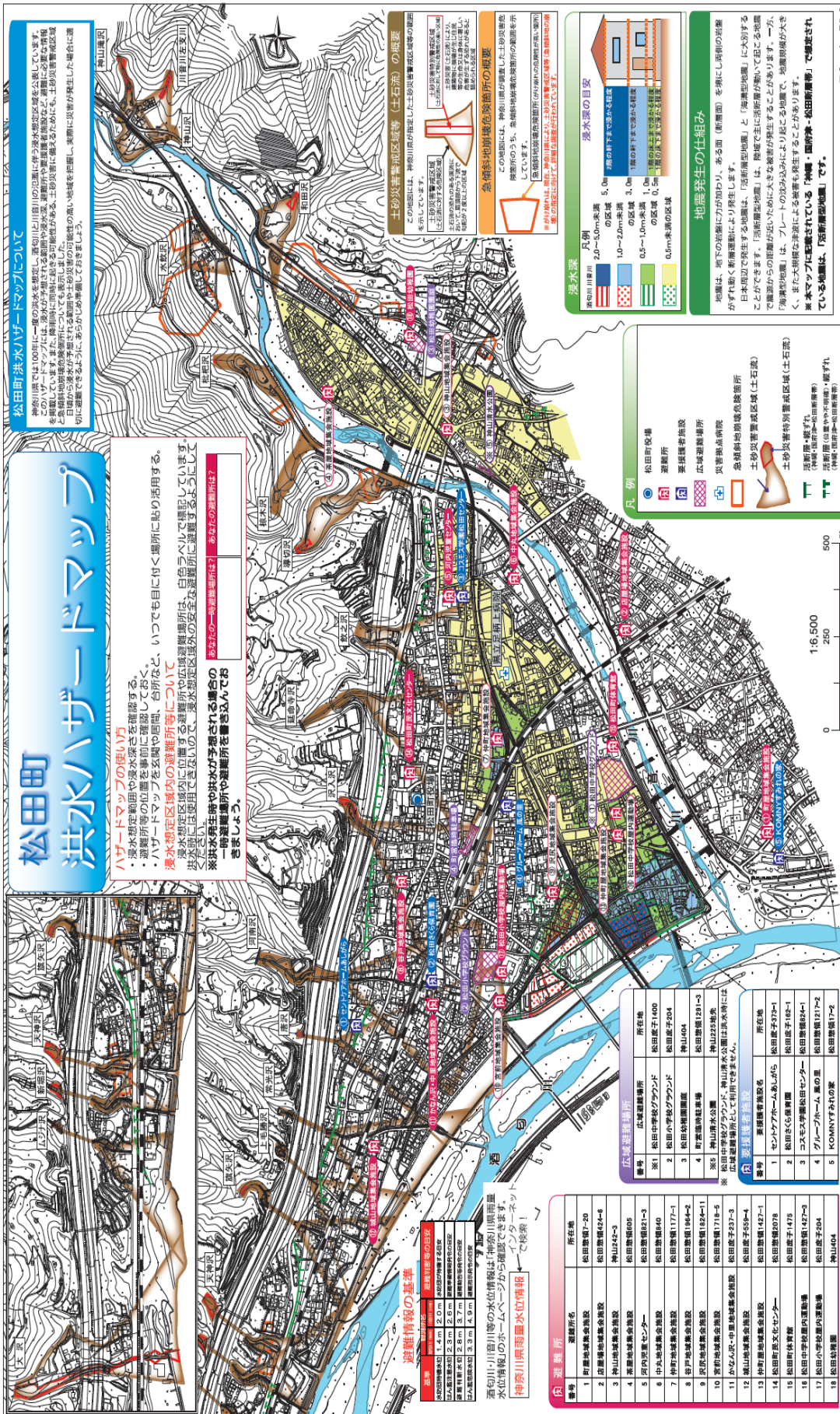
番号	建物名	所在地
1	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
2	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
3	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
4	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
5	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
6	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
7	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
8	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
9	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
10	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
11	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
12	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
13	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
14	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
15	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
16	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
17	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
18	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
19	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3
20	町営臨時駐車場	松田町 松田 1291-3

○◎等が示された避難所等は土砂災害警戒区域内に位置しています。

【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）



【資料17】洪水ハザードマップ



【資料 18】 情報発表用紙

[情報発表用紙]

に関する情報 号

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

Horizontal lines for text entry.

担当者

【資料19】 注意報の発表様式

横浜地方気象台 担当者

警 報	暴風雪		大雨		洪水		暴風		大雪		波浪		高潮		
注 意 報	大雨	大雪	風雪	雷	強風	波浪	洪水	高潮	濃霧	乾燥	低温	霜	着雪		
全=神奈川県全域に発表 東=東部に発表 西=西部に発表 海=沿岸の海域に発表															
発表		切替え		解除		年 月 日 時 分				横浜地方気象台発表					
見出し警告文 《 (警告のみ) 》															
1 雨	時間雨量										ミリ			ミリ	
	これから までの雨量										ミリ			ミリ	
	降り始めから までの総雨量										ミリ			ミリ	
	2 雪	これから までの降雪の深さ										センチ			センチ
		積雪										センチ			センチ
	3 風	風向				最大風速				陸上	メートル	海上			メートル
	4 波浪	波の高さ (有義波高)						東京湾			メートル	相模湾			メートル
5 高波	横浜港の最高潮位						時頃、東京湾平均海面上						メートル		
6 濃霧	見通し				陸上				メートル以下	海上			メートル以下		
7 乾燥	実効湿度				%以下				最小湿度			%以下			
8 低温	最低気温				℃以下										
警 戒 事 項	1	河川の増水		2	河川の氾濫		3	低地の浸水		4	山崩れ・崖崩れ				
	5	落雷		6	突風		7	強風		8	高波		9	高潮	
	10	塩風		11	早霜おそ霜		12	農作物の凍結		13	水道の凍結・破損				
	14	路面の凍結・スリップ				15	電線の着雪		16	火の元		17	に注意		

【様式20】 台風情報発表様式

〔台風情報発表用紙<その2簡略形式>〕

年台風第 号に関する情報 第 号

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

_____台風 第__号が接近しています。
現在、神奈川県には_____警報と_____注意報を継続中です。

_____台風 第__号の中心は__日__時には、_____の
北緯__度__分、東経__度__分にあつて、1時間におよそ__キロの速さで_____に
進んでいます。
中心気圧は_____ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は_____メートルで、
中心から__側__キロ、__側__キロ以内では風速25メートル以上の暴風になっています。
また、中心から__側__キロ、__側__キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹い
ています。
この台風の__日__時の測定位置は_____です。

台風の中心は、このあと 日 時には、 _____ の
北緯 度 分、東経 度 分を中心とする半径 _____ キロの円内に達する見込みです。
この円の中心から 側 _____ キロ、 側 _____ キロ以内では暴風域に入る恐れがあります。
さらに、台風の中心は 日 時には、 _____ の
北緯 度 分、東経 度 分を中心とする半径 _____ キロの円内に達する見込みです。
この円の中心から 側 _____ キロ、 側 _____ キロ以内では暴風域に入る恐れがあります。

今後の警報・注意報及び台風情報に注意し十分に警戒して下さい。

担 当 者 _____

【資料 2 1】 警報信号

(1) 消防信号 (昭和36年 4 月自治省令第 6 号)

種 別		打 鐘 信 号		
消 防 信 号	火 災 信 号	近 火 信 号	○-○-○-○-○ (連 点)	3 秒・2 秒・短声・短声
		出 場 信 号	○-○-○ ○-○-○ (三点) (三点)	5 秒・6 秒・短声・短声
		応 援 信 号	○-○ ○-○ ○-○ (二点) (二点) (二点)	5 秒・6 秒・短声・短声
		報 知 信 号	○ ○ ○ ○ ○ (一 点)	
		鎮 火 信 号	○ ○-○ ○ ○-○ 班打 (一点) (二点) (一点) (二点)	
山 林 警 報 号	出 場 信 号	○-○-○ ○-○	班打	10 秒・2 秒・短声
		(三点) (二点)		
	応 援 信 号	同 上		同 上
火 災 警 報 号	火 災 警 報 発 令 信 号	○ ○-○-○-○	班打	30 秒・6 秒
		(一点) (四 点)		
	火 災 警 報 解 除 信 号	○ ○ ○-○	班打	10 秒・3 秒・約 1 分
		(一点) (一点) (二点)		
演 習 招 集 信 号		○ ○-○-○	班打	15 秒・6 秒
		(一点) (三点)		
備 1. 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ 1 種又は 2 種以上を併用することができる。				
2. 信号継続時間は適宜とする。				
考 3. 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。				

(2) 水防信号 (昭和24年10月 6 日神奈川県水防消防信号規則)

水 防 信 号			
信号種別	警 鐘 信 号	サイレン信号	
水 防 信 号	第 1 信 号	○ ○ ○ 止 止 止 15 秒 15 秒 15 秒	5 秒 休 5 秒 休 5 秒 休 5 秒 休 止 止 止 止 止 15 秒 15 秒 15 秒 15 秒
	第 2 信 号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5 秒 休 5 秒 休 5 秒 休 止 止 止 6 秒 6 秒 6 秒
	第 3 信 号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10 秒 休 10 秒 休 10 秒 休 止 止 止 5 秒 5 秒 5 秒
	第 4 信 号	乱 打	1 分 休 1 分 休 止 止 5 秒 5 秒
備 1. 信号は適宜の時間継続する。			
2. 必要があれば警報信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。			
考 3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。			

【資料 2 2】被害状況報告

被 害 状 況 報 告

松田町（第 報）

月 日 時現在

受信時刻 月 日 時 分

発信者

受信者

1. 災害の原因

2. 災害発生の日時

月 日 時 分

3. 災害発生場所又は地域

4. 災害に対しとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況

月 日 時 分設置

(2) 町のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害援助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

自治会

世帯数

人員

(6) 消防機関の活動状況

ア. 出動人員（消防団員）

名

イ. 主な活動内容（使用した器材を含む）

【資料23】被害の程度

被害の程度

市町村名		松田町		区分		被害
報告番号		第 報 (月 日 時現在)		非住家	公共建物 その他の	棟棟
報告者名				そ 田	流出・埋没	ha
区分		被害			冠水	ha
人 的 被 害	死者		人	の 畑 他	流出・埋没	ha
	行方不明者		人		冠水	ha
	負傷者	重傷	人		文教施設	箇所
		軽傷	人		病院	箇所
	全壊		棟	道路	箇所	
			世帯	橋りょう	箇所	
			人	河川	箇所	
	半壊		棟	港湾	箇所	
			世帯	砂防	箇所	
			人	水道	箇所	
	一部破損		棟	清掃施設	箇所	
			世帯	崖くずれ	箇所	
			人	鉄道不通	箇所	
	半壊		棟	船舶被害	箇所	
			世帯	通信被害	箇所	
			人			
一部破損		棟				
		世帯	り 災 世 帯 数	世帯		
		人	り 災 者 数	人		

区 分			災 害 対 策 本 村 部	名 称	松 田 町		
公 立 文 教 施 設	千円				設 置	月	日 時
農林水産業施設	千円			解 散		月	日 時
公 共 土 木 施 設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
そ の 他	公共施設災害市町村数	団体		職 員 出 動 延 人 数		人	
	農 産 被 害	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円					
備 考 <p>1. 災害発生場所</p> <p>2. 災害発生年月日</p> <p>3. 災害の種類状況</p> <p>4. 消防機関の活動状況</p> <p>5. その他</p>							

【資料24】被害状況調書

1. 人的被害						第	区
死者・行方不明 重傷' 軽傷の別	氏名	年齢	男女 の別	住所	被害を受 けた場所	備考	

2. 住家の被害						第	区
全壊（焼・流失）半壊一部破 損・床上浸水・床下浸水の別	棟 数	氏名	住所	世帯 人員	備考		

3. 非住家の被害	事業所名		区名	
工場・官公署・学校 ・病院・公民館の別	全壊（焼・流失）半壊一・部破 損・床上浸水・床下浸水の別	棟数	備考	

【資料 25】松田町防災行政無線（親局・子局）設置及び配備表

(1) 同報無線（固定系） F 3 E 57.665MHz 0.5W

ア 固定系親局（ぼうさいまつだ）

区分	設置場所	所在地
固定設備	役場防災無線室	松田町松田惣領 2037

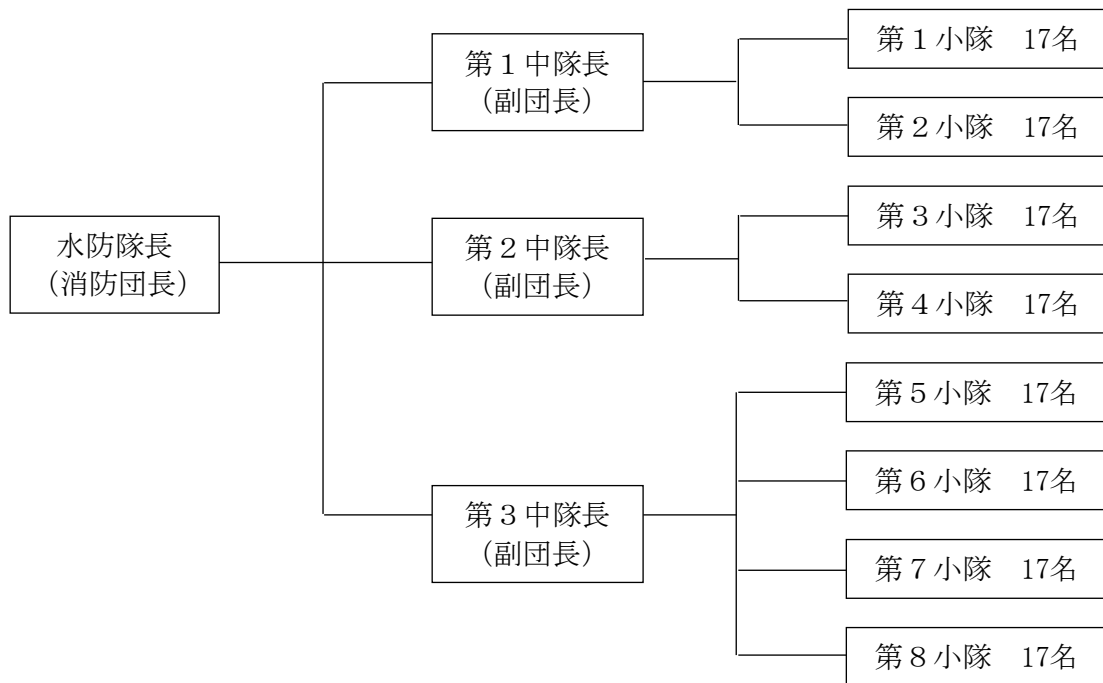
イ 固定系子局

番号	設置場所名	設置地番
1	田代浩一宅	松田町松田庶子 1037番地
2	中屋敷町営住宅跡地	〃 〃 693番地
3	第二分団詰所	〃 〃 439番地
4	松田さくら保育園	〃 〃 162番地
5	J R松田駅町営駐車場	〃 松田惣領 1291番地3
6	第三分団詰所	〃 〃 1402番地7
7	東京電力松田寮	〃 〃 860番地
8	中丸児童公園	〃 〃 915番地2
9	健康福祉センター	〃 〃 17番地1
10	旧松田土木事務所	〃 〃 321番地
11	中河原水源	〃 神山 357番地
12	久保田シニア(株)松田出荷センター	〃 松田惣領 643番地
13	神山清水公園	〃 神山 181番地
14	松田幼稚園	〃 〃 404番地
15	湯の沢児童センター	〃 寄 121番地25
16	第八分団詰所	〃 〃 474番地
17	虫沢地域集会施設	〃 〃 6420番地
18	田代橋横	〃 〃 5238番地
19	第五分団詰所	〃 〃 1696番地
20	寄出張所	〃 〃 2538番地
21	自然休養村管理センター	〃 〃 3415番地
22	土佐原公民館	〃 〃 2876番地
23	稲郷町有地	〃 〃 4383番地
24	店屋場公園	〃 松田惣領 436番地

【資料26】 松田町消防力現勢表

区分 名称	本 団	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団	第 7 分 団	第 8 分 団	計
指令車	1									1
消防ポンプ自動車 (A-2)		1	1	1	1		1	1		6
小型動力ポンプ (B-3)		1	1	1	1	1	1	1	1	8
小型動力ポンプ 積載車						1			1	2

【資料27】 水防隊編成図



【資料28】

足柄上地区の理・美容に関する災害時支援協定

南足柄市、中井町、大井町、松田町山北町及び開成町の各市町（以下「甲」という。）と神奈川県理容生活衛生同業組合足柄上支部及び神奈川県美容業生活衛生同業組合足柄上支部（以下「乙」という。）は、地震災害等の発生時における理・美容に関する支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 足柄上地区の大規模災害発生時において被災した地域住民の衛生的な生活環境を確保する上で、理容・美容の機会が保たれる必要があることから、甲及び乙は、協力して施設・設備等の確保及び有資格者による技術の提供等の支援を行うものとする。

（支援の可能性）

第2条 乙は、災害発生直後において速やかに各組合員の被災状況等の把握に努め、神奈川県足柄上保健福祉事務所』（以下「保健福祉事務所」という。）に報告するとともに甲に対し支援の可能性を連絡するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要と認めたときは、避難所等に仮設の理・美容施設と使用水等を確保し、乙にある程度期間を示した上で理容師・美容師の派遣を要請するものとする。

2 甲及び乙は要請等に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認し、変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協力活動）

第4条 前条第1項による要請があった場合は、乙は必要な資機材及び人員を提供し速やかに甲に協力するものとする。

2 前項の協力に際して甲及び乙は、協議のうえ実施計画を作成するものとする。

3 乙は、前項の実施計画に基づいて支援活動を実施したときは必要な事項を速やかに甲に報告するものとする。

（経費負担）

第5条 乙の支援活動に要した経費については、甲が負担するものとする。なお、経費負担については、前条第3項の報告後甲及び乙が別途協議し決定するものとする。

（協定め効力及び更新）

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了前30日までに甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は、さらに1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（定めの無い事項）

第7条 この協定に関し、定めに無い事項ご疑義を生じた事項、改正を必要とする事項及び実施に必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定める。

この協定の締結を証するために、本書9通を作成し、保健福祉事務所長の立会いのもとに甲及び乙が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成18年3月30日

甲 神奈川県南足柄市関本 440
南足柄市長 沢 長生

神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56
中井町長 尾上 信一

神奈川県足柄上郡大井町金子 1995
大井町長 間宮 恒行

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037
松田町長 島村 俊介

神奈川県足柄上郡山北町山北 1031-4
山北町長 佐藤 精一郎

神奈川県足柄上郡開成町延沢 773
開成町長 露木 順一

乙 神奈川県足柄上郡中井町遠藤 107-5
神奈川県理容生活衛生同業組合 足柄上支部
支部長 長嶺 利文

神奈川県足柄上郡山北町岸 1942-5
神奈川県美容業生活衛生同業組合 足柄上支部
支部長 勝俣 和樹

立会人 神奈川県足柄上郡開成町吉田島 2489-2
神奈川県足柄上保健福祉事務所
所長 岡部 英男

【資料29】

松田山ハーブガーデン内農林漁業体験実習館（ハーブ館）屋上に設置された 松田山ライブカメラからの映像の使用に関する協定書

松田町長（以下「甲」という。）と日本放送協会横浜放送局長（以下「乙」という。）は、甲が松田山ハーブガーデン内農林漁業体験実習館（ハーブ館）屋上に設置した松田山ライブカメラからの映像（以下「ライブカメラ映像」という。）の使用に関する協定書を結ぶ。

（目的）

第1条 この協定は、甲が開設している松田町ホームページから受信することができるライブカメラ映像を、乙が次の使用目的で取材及び放送に使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（1）地震等災害時における被害の予防、被害拡大の抑止及び迅速な避難等に役立てること

（2）地域の情報を発信すること

（使用方法）

第2条 乙は、その責任において、松田町ホームページから受信したライブカメラ映像を使用する。

（費用負担）

第3条 ライブカメラの維持管理に関する費用は甲の負担とし、取材及び放送に使用する費用は乙の負担とする。

（情報交換）

第4条 甲及び乙は、第1条の使用目的を達成するために有効と判断される情報について積極的に情報交換する。

（免責）

第5条 甲は、甲が管理するライブカメラ及び通信機器等の不具合により、乙に与えた損害に対する一切の責任を負わない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間の終期は、平成18年3月31日とする。ただし、乙の申出により、終期の翌日から起算して1年間ごとに更新することができる。

2 甲及び乙は、前項に規定する有効期間にあっても、相手方への通知をもってこの協定を解除することができる。

（信義則）

第7条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年2月15日

甲 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037番地
松田町長 島村 俊介

乙 神奈川県横浜市中区本町1-4
日本放送協会横浜放送局
局長 吉国 浩二

【資料30】

災害時における一時避難場所に関する協定書

松田町と学校法人立花学園は、松田町に災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（地震発生が予知され、町より避難勧告をした時）において、地域住民の一時避難場所としての学校施設利用について次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（一時避難場所の指定）

第2条 避難場所及び利用施設については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）グラウンド
- （2）体育館
- （3）水道施設及びトイレ
- （4）その他学校長が指定する場所

（一時避難場所の指定期間）

第3条 一時避難場所として使用する期間については、松田町長と学校長が協議して定める。

（連絡責任者）

第4条 連絡が確実かつ円滑に行われるよう次のとおり連絡責任者を置く。

- （1）松田町庶務課長
- （2）立花学園高等学校事務長

（体制の整備）

第5条 この規定に基づき協定が円滑に行われるよう、双方、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は平成12年5月1日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年5月1日

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037番地
松田町長 島村 俊介

足柄上郡松田町松田惣領 307-2番地
学校法人立花学園
理事長 込山 英弥

【資料3 1】主要材料販売業者

名 称	住 所	電話番号	備 考
市川金物店	松田町松田庶子 1 5 2 5	8 2 - 2 3 4 5	

【資料3 2】町内医薬品取扱業者

商 店 名	住 所	電話番号	備 考
イイ薬局新松田支店	〃 松田惣領 8 9 5 - 2	8 5 - 6 6 5 0	
ファーマーくすりばこ	〃 〃 1, 3 7 5 - 1	8 2 - 8 4 9 9	
クエイトS・D大井松田店	〃 〃 1, 5 3 6	8 2 - 8 4 1 0	
たんぽぽ薬局	〃 松田庶子 1, 5 3 3 - 2	8 5 - 3 3 5 9	
なでしこ薬局	〃 〃 2, 0 4 4	8 4 - 1 2 0 0	
薬局日本メディカル	〃 〃 1, 0 3 0 - 1	4 6 - 8 9 5 1	
なごみ薬局	〃 〃 1, 2 6 2 - 2	4 6 - 7 3 8 8	

【資料3 3】町内医療機関

医療機関名	住 所	電話番号	診療科目
神奈川県立 足柄上病院	松田町松田惣領 8 6 6 - 1	8 3 - 0 3 5 1	全科
町国保診療所	〃 寄 2 5 3 8	8 3 - 2 1 1 9	内科
(医)佐藤内科医院	〃 松田惣領 1 3 3 3	8 2 - 0 5 6 5	内科
まごころ内科整形 外科クリニック	〃 松田惣領 9 9 2 - 1 - 3 F	8 3 - 1 7 8 9	内科、整形外科
(医)田村小児科医	〃 松田庶子 1 5 3 2	8 2 - 1 7 1 0	小児科
山田内科医院	〃 〃 1 5 4 3 - 1	8 3 - 0 0 6 1	内科・小児科
(医)安藤眼科医院	〃 松田惣領 9 6 5 - 1	8 3 - 4 5 4 5	眼科
にしこうり形成外 科・皮ふ科	〃 松田惣領 1 1 9 6 - 1	4 4 - 4 9 0 6	皮膚科・形成 外科
田村歯科医院	〃 〃 1 2 1 7 - 1	8 2 - 0 0 1 0	歯科
渋谷歯科医院	〃 〃 2 0 4 9	8 2 - 0 0 5 9	〃
鍵和田歯科医院	〃 〃 1 2 1 2 - 1	8 3 - 2 1 8 4	〃
西村歯科医院	〃 〃 1 3 7 5 - 1	8 4 - 1 9 5 5	〃
村山歯科医院	〃 〃 1 0 1 7 - 5	8 2 - 1 2 1 7	〃
小林歯科医院	〃 寄 1 3 1 6 - 3	8 9 - 2 5 0 8	〃

【資料 3 4】感染症指定医療機関

医療機関名	住 所	電話番号	診療科目
神奈川県立 足柄上病院	松田町松田惣領 8 6 6 - 1	8 3 - 0 3 5 1	全科

【資料 3 5】町内建設・建築業者

業者名	代表者名	住 所	電話番号
(株)加藤工務店	加藤 信也	松田町松田惣領 1 8 6 1	8 3 - 5 0 5 1
(株)内藤建設	内藤 臣子	〃 松田庶子 4 1 7	8 2 - 1 8 1 5
(有)足柄工務店	鍵和田 圭子	〃 神山 2 7 7	8 3 - 2 4 0 0
(有)萩和建设	高萩 誠	〃 寄 6 0 1 2 - 1	8 9 - 2 7 3 2
(有)アキ建設	遠藤 秋彦	〃 神山 3 5 6 - 3	8 2 - 0 2 0 3
(株)門屋建設	二宮 雅樹	〃 〃 4 3 0	8 3 - 6 3 0 4
(有)小宮石材	小宮 秀明	〃 寄 5 9 2 4	8 9 - 3 2 0 5
(有)山崎土木	瀬戸 秀男	〃 神山 1 9 0	8 3 - 1 8 6 9
(有)山岸工務店	山岸 勝一	〃 寄 5 3 2 5	8 9 - 2 1 2 1
(有)熊澤建設	熊澤 幸夫	〃 松田庶子 7 7 1	8 2 - 1 5 9 3
(有)熊沢住宅工業	熊沢 哲	〃 寄 2 5 3 1	8 9 - 2 0 2 2
増井工業(株)	増井 裕一郎	〃 神山 2 5 0	8 3 - 5 5 9 4
(有)山下建材	山下 喜光	〃 〃 1 7	8 3 - 6 0 1 4
(有)矢崎工務店	矢崎 吉一	〃 松田惣領 1 7 9 2	8 2 - 0 4 3 2

【資料36】緊急通行車両・緊急輸送車両事前届出書

地震防災
災害 応急対策用

緊急輸送通行車両事前届出書

平成 年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者住所

電話 () -

氏名

印

指定行政機関又は所管機関 (機関、課、支部支局等名)				
車両の種類及び登録番号		種類	登録 番号	
輸送人員数 又は 品名				
車両の使用者	住所			
	氏名			
業務の分類	警戒宣言下～1 避難措置 2 従事者の輸送 3 必要物資輸送 4 対策に係る措置 災害発生時～1 避難措置 2 従事者の輸送 3 必要物資輸送 4 対策に係る措置			
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 搜索 4 災害予知予防 5 災害復旧 6 施設設備点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査・研究 10 食飲料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他			
運行予想地域	1 複数県 2 全県 3 横浜・川崎地域 4 三浦半島地域 5 県央地域 6 湘南地域 7 県西地域 8 津久井地域			
確認 時 記 載	輸送(通行)	出 発 地	経 由 地	目 的 地
	経 路			
	備 考	輸送日時 (年 月 日 時から) (年 月 日 時まで)		

- (注) 1 申請書の表題については、緊急通行車両の場合は「輸送」を、緊急輸送車両の場合は「通行」を2本線で削除する。
2 この事前届出書は、2部作成し、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部(交通部交通規制課)に提出してください。
3 事前届出の車両が、指定行政機関等が所有する車両以外の場合は、届出書に契約を疎明する書類(賃貸契約書、業務委託契約書等)を添付してください。(用紙 日本工業規格A4縦長型)

【資料37】緊急通行車両事前届出済書

地震防災
災害 応急対策用

第 号

緊急通行
輸送 車両事前届出済証

平成 年 月 日

殿

神奈川県公安委員会

印

別添緊急通行
輸送 車両事前届出書のとおり事前届出を受けたことを証する。

- (注) 1 緊急通行車両の場合は「輸送」を、緊急輸送車両の場合は「通行」を2本線で削除する。
- 2 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部（神奈川県内にあつては、交通規制課、第二交通機動隊又は高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所等に提出して、緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認の手続きを受けてください。
- 3 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 4 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 緊急通行車両又は緊急輸送車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両又は緊急輸送車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両又は緊急輸送車両としての必要性がなくなったとき。

【資料40】

(様式第1)

年 月 日

神奈川県知事 様

松田町長

(公印省略)

自衛隊の災害派遣要請の要求について(要請)

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を求めます。

1 災害の状況及び 派遣要請事由	
2 派遣希望期間	年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	
4 派遣希望活動内容	
5 その他参考となる 事項	
6 松田町の連絡先	連 絡 実 施 者 : N T T 電 話 : N T T F A X : 県 防 災 行 政 通 信 網 : 県 防 災 行 政 通 信 網 F A X : 衛 星 電 話 :
7 要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分

【資料4-1】

(様式第2)

年 月 日

陸上自衛隊第31普通科連隊長 様

松田町長

(公印省略)

松田町の被害状況について(通知)

松田町内に大規模な災害が発生し、県知事に災害派遣要請の要求ができないため、災害対策基本法第68条の2に基づき、次のとおり通知します。

1 災害の状況	
2 派遣希望期間	年 月 日から応急措置終了まで
3 派遣希望区域	
4 派遣希望活動内容	
5 その他参考となる事項	
6 松田町の連絡先	連絡実施者： N T T 電話： N T T F A X： 県防災行政通信網： 県防災行政通信網F A X： 衛星電話：
7 要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分

【資料42】

(様式第3)

自衛隊災害派遣に係る活動記録

松田町

日 時	相 手 方	要 請 ・ 活 動 内 容 等

【資料43】

(様式第4)

年 月 日

神奈川県知事 様

松田町長

(公印省略)

自衛隊の災害派遣の撤収について(要請)

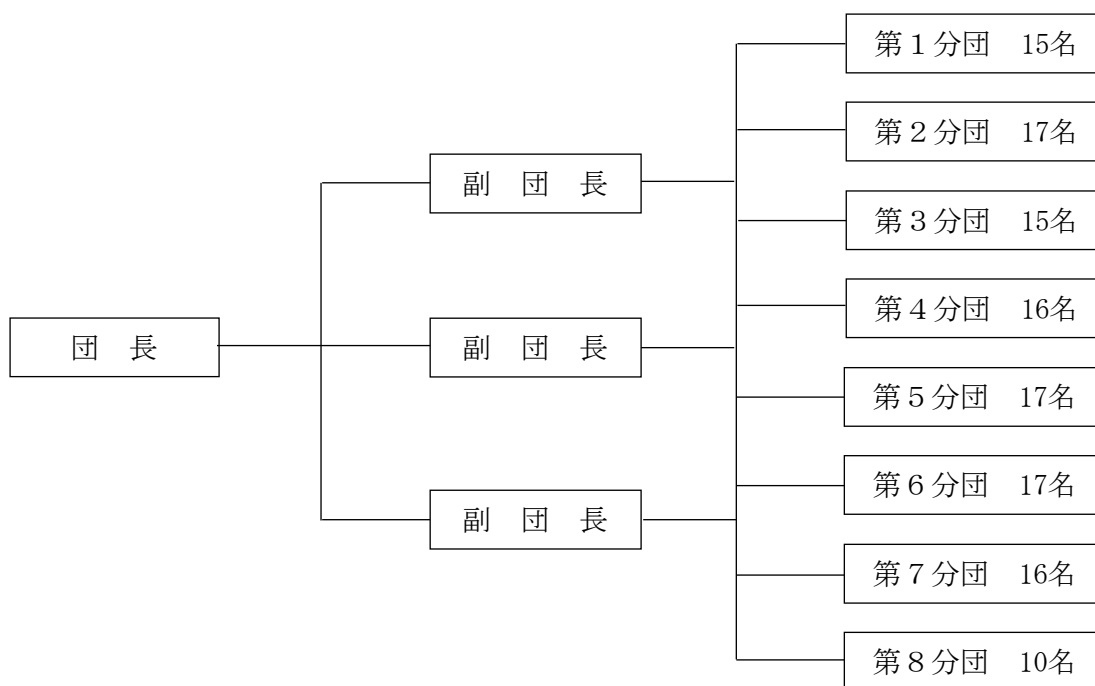
年 月 日 時 分頃発生した地震災害に対する救援活動のため、年 月
日付け要請した部隊派遣につきましては、おかげさまで所期の目的を達成いたしましたので、
年 月 日 時 分を持ちまして撤収をお願いいたします。

〔 事務担当は、 課 担当 〕
〔 電話 〕

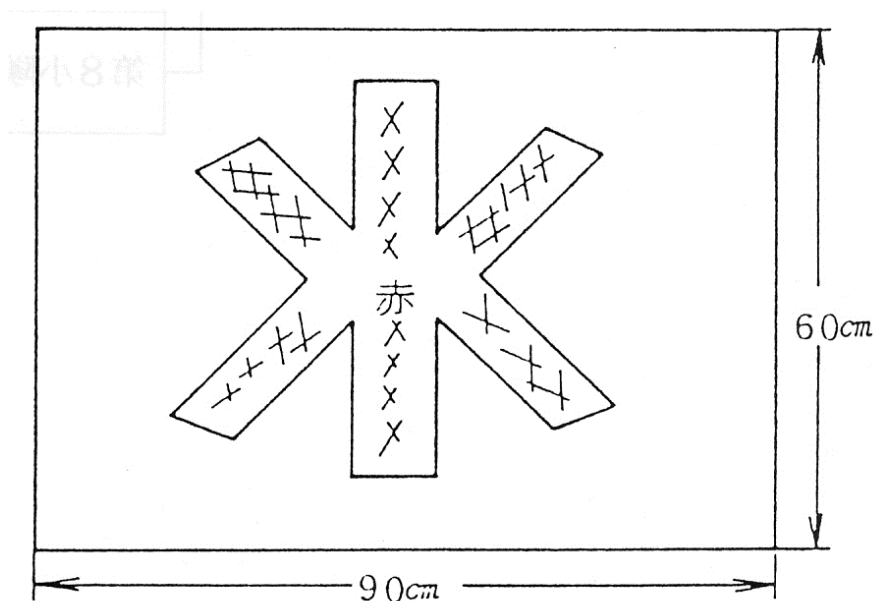
【資料4 4】 関係警察機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松 田 警 察 署	松田町松田庶子 477-1	82-0110
新松田駅前派出所	〃 松田惣領1356	82-0110
寄 駐 在 所	〃 寄 2540	89-2110

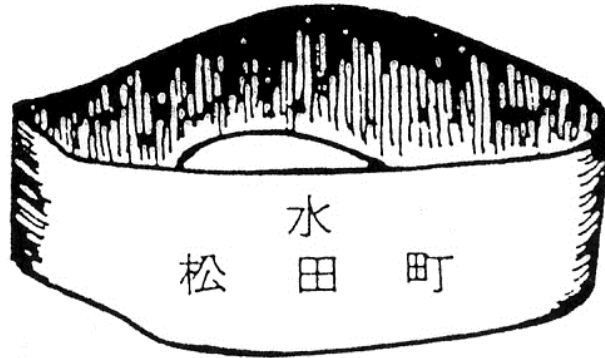
【資料4 5】 消防団編成図 (H31. 3. 1現在)



【資料4 7】 水防標識



【資料49】 水防腕章



【資料50】 水防信号

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○---- 休 止 ○---- 休 止 ○----
第2信号	○--○--○ ○--○--○ ○--○--○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○---- 休 止 ○---- 休 止 ○----
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○---- 休 止 ○---- 休 止 ○----
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○---- 休 止 ○----

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 備考 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする

【協定3-24-1】

秦野市と松田町消防相互応援に関する協定

秦野市と松田町（以下「協定市町」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員その他必要な資機材（以下「消防隊」という。）を相互に出場させ、災害による被害を最少限度に防止することにより地域の公共の安全を保持することを目的とする。

（応援）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、協定市町の長は、相手方の協定市町の区域内において災害が発生した場合で、当該協定市町の長の要請を受けたときは、直ちに消防隊を出場させ応援活動を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出動した消防隊が属する協定市町の長の要請により出場したものとみなす。

（要請）

第3条 協定市町の長は、前項第1項に規定する応援活動の要請をする場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援活動を要請する理由
- (2) 必要とする消防隊の数
- (3) 応援活動の内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定により応援活動の要請を受けた協定市町の長は、自己の区域内に災害が発生した場合等のやむを得ない理由があるときは、消防隊を出場させないことができる。この場合において、要請した協定市町の長にその旨を速やかに通知しなければならない。

（指揮）

第4条 応援活動のため出場した消防隊は、災害が発生した協定市町の現場の最高指揮者の指揮により行動しなければならない。

（費用負担）

第5条 応援活動に要する経費等の負担は、法令その他に別に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 応援活動のために要した経常的経費は、応援活動を行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材等で、要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその実費を応援を受けた協定市町が負担する。
- (2) 消防隊の応援活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給、給食等を必要とするときは、応援活動を受けた協定市町において現物により、又は実費を負担して行うものとする。
- (3) 消防隊員が応援活動に当り負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援活動の要請を受けた市町が行うものとする。災害が発生した場所への出場又は帰路において負傷等した場合も、また同様とする。

(4) 消防隊員が応援活動に当たり他人に損害を与えたときは、応援活動の要請をした協定市町がその損害の責に任ずる。ただし、災害が発生した場所への出場又は帰路において生じたものは、この限りでない。

(報 告)

第6条 応援活動のため出場し、その職務を完了したときは、別記様式により消防隊の応援活動の内容を出場を要請した協定市町の長に報告するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定める事項又は定めのない事項に疑義を生じたときは、双方が信義に基づき誠実に協議することにより決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印して当事者がそれぞれ1通を保有する。

平成4年11月1日

協 定 者

秦野市長	柏 木 幹 雄
松田町長	平 野 興 二

別記様式（第6条関係）

文書番号

年 月 日

様

消防長名又は消防団長名

応援隊消防活動通知書

災害種別			覚知別		
発災日時	年 月 日		時 分ごろ		
発災場所	市 町 丁目		番地 号		
	方				
受信時間	時 分		要請者名		
出場消防隊 の活動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者 との連絡					
消防隊の 活動状況					

【協定3-24-2】

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「協定市町」という。）の長（以下「市町長」という。）は、消防団の消防相互応援に関して次のとおり協定する。

第1条 この協定は、火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、災害が発生した場合に発生地の市町長の要請によって、消防団員その他必要な機器、資材等（以下「消防隊等」という。）を出場させ、若しくは調達して応援活動を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害発生地の境界が確認できない災害にあつては、災害発生地の市町長から要請があつたものとみなし、当該災害発生地に隣接する協定市町は、応援活動を行うものとする。

第3条 応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他要請に必要な事項

2 前項に規定する応援要請の内容は、消防力や消防事象の実情に即して応援を要請する市町長が決定するものとする。

第4条 応援要請を受けた市町長は、直ちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害又はやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5条 応援出場した消防隊等は、災害地の市町長の指揮により行動するものとする。

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあつたものを除くほか次による。

- (1) 第2条に規定する応援に要した経費は、応援を要請した協定市町が負担するものとする。ただし、同条第2項に規定する応援活動で軽易な応援にあつては、応援に要した経費はその応援を行った協定市町が負担するものとする。
- (2) 消防団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った応援処置の経費は、応援を要請した協定市町の負担とする。
- (3) 消防団員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を要請した協定市町がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第7条 応援出場した市町長は、速やかに応援隊消防活動報告書（別紙様式）により、応援を要請した市町長に提出するものとする。

第8条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、市町長が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、それぞれ各市町で1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成4年11月1日から施行する。

平成4年10月14日

協 定 者

南足柄市長	鈴木 佑
中井町長	石塚武典
大井町長	瀬戸洋二
松田町長	平野興二
山北町長	田代圭司
開成町長	山本久雄

別記様式（第7条関係）

（文書番号）

年 月 日

（市 町 長 名） 様

（市 町 長 名） 印

応 援 隊 消 防 活 動 報 告 書

災害種別			覚知別		
発災日時	年 月 日		時 分ごろ		
発災場所	市 町 丁目		番地 号		
	方				
受信時間	時 分		要請者名		
出場消防隊 の 活 動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者 との連絡					
消防隊の 活動状況					

【協定3-24-3】

災害時における相互応援に関する協定書（松田町と横芝光町）

松田町と光町は、いずれかの町域に災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう）が発生した場合において、被災町の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の一提供
- （2）被災者の救出救急医薬品及び施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）消火・救護等応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）ボランティアの斡旋
- （5）児童生徒の受入れ
- （6）その他特に要請があった事項

（応援の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭・電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資の種類及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては職員の職種及び人員
- （4）活動内容並びに応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）その他必要な事項、

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう次のとおり連絡責任者を置く。

- （1）松田町庶務課長
- （2）光町総務課長

（経費の負担）

第5条 応援要請に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、応援要請をした町の負担とする。

（災害補償等）

第6条 第1条第3号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、援助、応急復旧等の応援活動又は被災した町の往復途中に死亡、負傷し、若しくは疫病にかかった場合又はその活動により負傷し、疫病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、派遣した町が補償する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した町への往復途中に生じたものを除き応援を受けた町がその賠償をする。

(体制の整備)

第7条 この規定に基づき応援が円滑に行われるよう、双方、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、一双方が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成11年9月1日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成11年8月10日

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037番地

松田町長 島村 俊介

千葉県匝瑳郡光町宮川 11902番地

横芝光町長 向後 肇

【協定3-24-4】

災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町及び松田町）

秦野市、中井町、大井町及び松田町（以下「一市三町」という。）は、地震等の災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一市三町が相互に応援して、地震等の災害が発生した場合における被災者の救護、救援等を実施するとともに、被災地の応急対策及び復旧事業を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

（連絡担当部署の設置及び通信連絡網の整備）

第2条 一市三町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 一市三町は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網の整備にそれぞれ努めるものとする。

（相互応援の内容）

第3条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 職員の派遣及びボランティア（保険加入者に限る。）のあっせん
- (3) 次に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食糧、飲料水その他の生活必需品
 - イ 資機材、車両及び物資
- (4) 次に掲げる施設の提供及びあっせん
 - ア 傷病者を受け入れる医療機関
 - イ 被災者、滞留者等を一時保護するための施設
 - ウ 一市三町の行政境界に隣接する避難所
 - エ その他応急復旧等に必要となる施設
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（相互応援の要請方法）

第4条 相互応援を受けようとする市又は町は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話、電子メール等により相互応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 相互応援の内容
- (5) 相互応援を担当する責任者の職、氏名及び連絡先
- (6) 一前各号に掲げるもののほか必要な事項

（相互応援の受入れ体制）

第5条 一市三町は、災害時における相互応援の要員、物資等を受け入れるための施設及び場所をそれぞれあらかじめ定めておくものとする。

(経費等の負担)

第6条 相互応援に要する経費等の負担は、別に協議して定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 相互応援に要する経費は、相互応援の要請を受けた市又は町が負担する。ただし、経費の額が著しく大きい場合においては、協議のうえ定めるものとする。
- (2) 相互応援に職員が従事した場合において、その職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、相互応援の要請を受けた市又は町が行うものとする。
- (3) 相互応援に職員が従事した場合において、その職員が職務を遂行するに当たり第三者に損害を与えたときは、相互応援の要請をした市又は町がその賠償の責任を負うものとする。ただし、相互応援の場所への往復経路において生じさせたものは、相互応援の要請を受けた市又は町がその賠償の責任を負うものとする。

(訓練及び啓発事業)

第7条 一市三町は、相互応援を円滑に実施するために必要な訓練を行うとともに、職員及び住民の防災意識を高める講演会の開催等を内容とする啓発事業を適時実施するものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 一市三町は、防災施策に関する情報を定期的に交換し、及びこの協定による迅速かつ効果的な相互応援体制の整備を推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、一市三町がその都度協議して定めるものとする。

- 2 この協定の成立を証するため本書4通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月16日

秦野市長 二宮 忠夫

中井町長 尾上 信一

大井町長 間宮 恒行

松田町長 島村 俊介

【協定 3 - 2 4 - 5】

災害時における相互援助に関する協定書（県西地域広域市町村圏を構成する市町）

（趣旨）

第 1 条 県西地域広域市町村圏を構成する市町（以下「関係市町」という。）の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

（連絡担当部課）

第 2 条 関係市町は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生し援助を受けようとするときは、速やかに関係市町に連絡するものとする。

（援助の種類）

第 3 条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受け入れ
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- （6）前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

（援助要請の手続）

第 4 条 援助を受けようとする関係市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、援助を行った関係市町に対して、速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- （3）前条第 4 号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- （4）援助を受ける場所及びその到達経路
- （5）援助を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第 5 条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるところとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、援助を行う関係市町が負担する。
- （2）救援物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける関係市町が負担する。

（災害補償等）

第 6 条 第 3 条第 4 号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、救助、応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した関係市町が負うものとする。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した関係市町への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた関係市町がその賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第 7 条 関係市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うもの

とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期間)

第9条 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町が署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成8年2月23日

県西地域広域市町村圏

小田原市荻窪 300番地

小田原市長 小澤 良明

南足柄市関本 440番地

南足柄市長 鈴木 佑

中井町比奈窪 56番地

中井町長 岩本 勇

大井町金子1, 995番地

大井町長 瀬戸 洋二

松田町松田惣領2, 037番地

松田町長 平野 興二

山北町山北1, 356番地

山北町長 田代 圭司

開成町延沢 773番地

開成町長 山本 久雄

箱根町湯本 256番地

箱根町長 小川 欣一

真鶴町岩 244番地1

真鶴町長 三木 邦之

湯河原町中央2丁目2番地1

湯河原町長 米岡 幸男

立会人

開成町吉田島2, 489番地

神奈川県足柄上地区行政センター

所長 込山 昌士

小田原市本町2丁目3番24号

神奈川県西湘地区行政センター

所長 剣持 多嘉雄

別表（第2条関係）

連絡担当部課

市町名	連絡担当部課	電話番号	F A X 番号
小田原市	防災危機管理部防災対策課	直通0465-33-1855	0465-33-1858
南足柄市	市民部防災安全課	代表0465-74-2111	0465-72-1328
中井町	総務課	代表0465-81-1111	0465-81-4676
大井町	防災安全室	代表0465-83-1311	0465-82-9965
松田町	庶務課	代表0465-83-1221	0465-83-1229
山北町	総務防災課	代表0465-75-1122	0465-76-4564
開成町	町民サービス部環境防災課	代表0465-83-2331	0465-82-5234
箱根町	総務課	代表0460- 5-9562	0460- 5-7577
真鶴町	危機管理課	代表0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	地域政策課	代表0465-63-2111	0465-62-1991

連絡担当部課に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1)被 害 の 状 況	
(2)援助の種類及び 内容	
(3)援助を要する 職種別人員	
(4)援助場所、到達 経路	
(5)援助を受ける 期間	
(6)その他援助に 必要な事項	

【資料52】建造物の耐震診断基準（参考）

A 地盤・基礎	基礎 地盤	鉄筋コンクリート 布基礎	無筋コンクリート 布基礎	ひび割のある コンクリート造基礎	その他の基礎 (玉石、石積)
	岩盤、砂礫層、洪積台地または同等の地盤	1.0点	1.0点	0.7点	0.6点
	30mよりも浅い沖積層埋め立て地および盛り土地で大規模な造成工事によるもの	0.8点	0.7点	0.5点	0.3点
	30mよりも深い沖積層海、川、池、沼、水田等の埋め立て地および丘陵地の盛り土地で小規模な造成工事によるもの、液状化の可能性があるところ	0.7点	0.5点	0.3点	0.1点
B形状		平面的に整形	平面的に不整形	立体的に整形	立体的に不整形
		1.0点	0.9点	1.0点	0.8点
C壁面の配置		つりあいのよい配置	外壁の1面に壁が1/5未満	外壁の1面に壁がない(全開口)	
		1.0点	0.9点	0.7点	
D筋交いの有無		筋交いあり		筋交いなし	
		1.5点		1.0点	
E壁の割合					
	平屋 1.5点 2階建 1.2点	平屋 1.5点 2階建 1.0点	平屋 1.2点 2階建 0.7点	平屋 1.0点 2階建 0.5点	平屋 0.7点 2階建 0.3点
F老朽度合い		健全		老朽化している	腐ったり、シロアリに喰われている
		1.0点		0.9点	0.8点

(評点) $A \times B \times C \times D \times E \times F =$

(判定)

総合評点	1.5以上	1.0以上1.5未満	0.7以上1.0未満	0.7未満
判定	安全	一応安全	やや危険	倒壊または大破壊の危険あり

(出典) 『わが家の防災ハンドブック(災害からいのちと生活を守るために)』(川崎市)
『自分でわが家の耐震診断ができます』(東京都)

【資料53】

松田町地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月15日条例第18号)

改正 平成12年3月22日条例第9号 平成25年3月22日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、松田町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
 - 3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。
 - 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町の教育委員会の教育長
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 小田原市消防本部の消防長がその職員のうちから指名する者
 - (6) その他町長が必要と認める機関のうちから町長が任命する者
 - 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
 - 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が任命する。
 - 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
 - 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第19号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

【資料5 4】 土砂災害警戒区域（がけ崩れ）等一覧

平成31年3月31日現在

No.	区域名	下端延長 (m)	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	指定面積 (㎡)
1	寄1	333.0	44.7	43.6	24,861
2	寄2	297.0	46.0	68.9	18,976
3	寄3	586.0	50.7	65.1	34,211
4	寄4	676.0	49.9	54.3	48,055
5	寄5	911.0	94.1	53.5	70,208
6	寄6	1,792.0	37.3	75.6	81,152
7	寄7	1,583.0	85.1	72.3	90,148
8	寄8	1,118.0	72.1	77.5	45,544
9	寄9	1,158.0	100.7	80.3	70,935
10	寄10	863.0	20.8	64.7	38,997
11	寄11	1,471.0	72.0	68.4	86,895
12	寄12	1,743.0	86.7	81.0	108,642
13	寄14	669.0	21.0	71.2	49,206
14	寄14	1,387.0	42.0	68.2	79,358
15	寄15	1,092.0	61.0	70.1	63,966
16	寄16	670.0	36.6	62.3	34,203
17	寄17	1519.0	86.2	73.0	107,665
18	寄18	25.0	8.0	35.6	970
19	寄19	789.0	92.9	58.6	56,272
20	寄20	562.0	104.0	45.7	76,218
21	寄21	169.0	52.1	36.5	13,765
22	寄22	92.0	103.0	34.1	16,299
23	寄23	1,348.0	43.9	59.8	78,675

24	寄24	408.0	10.8	78.0	12,522
25	松田庶子1	310.0	57.3	39.2	33,221
26	松田庶子2	135.0	51.4	40.5	14,442
27	松田庶子3	549.0	72.9	48.1	37,117
28	松田庶子4	856.0	65.7	59.0	58,814
29	松田庶子5	769.0	29.9	77.6	27,034
30	松田庶子6	579.0	69.1	43.0	52,353
31	松田庶子7	964.0	55.0	55.7	63,753
32	松田庶子8	1,150.0	27.6	70.9	40,862
33	松田庶子9	479.0	10.6	42.8	16,219
34	松田惣領1	353.0	181.9	30.4	66,014
35	松田惣領2	411.0	71.7	47.2	31,671
36	松田惣領3	709.0	70.0	61.0	53,636
37	松田惣領4	184.0	6.1	42.4	5,217
38	松田惣領5	2,013.0	67.9	61.1	135,710
39	松田惣領6	450.0	195.9	52.5	65,354
40	松田惣領7	838.0	106.3	59.1	94,787
41	松田惣領8	40.0	130.0	36.1	9,443
42	神山1	509.0	87.6	63.9	34,395
43	神山2	776.0	50.3	74.2	51,327
44	神山3	448.0	17.2	77.0	16,873

【資料56】 土砂災害警戒区域（土石流）等一覧

[土砂災害警戒区域]

平成31年3月31日現在

番号	所在地		区域名	
1	松田町	寄	後沢	74016
2	松田町	寄	谷戸沢	74017
3	松田町	寄	虫沢川	74018
4	松田町	寄	名納側	74019
5	松田町	寄	六間沢	74020
6	松田町	寄	猪沢	74021
7	松田町	寄	北ノ開戸沢	74022
8	松田町	寄	ハチノ沢	74023
9	松田町	寄	ハチノ沢右支川	74023-1
10	松田町	寄	井戸沢	74024
11	松田町	寄	清流沢	74025
12	松田町	寄	杉ノ沢	74026
13	松田町	寄	中ノ沢	74027
14	松田町	寄	商入屋敷沢	74028-1
15	松田町	寄	滝郷沢	74028-2
16	松田町	寄	観音沢	74303
17	松田町	寄	六ノ沢	74901
18	松田町	寄	三本沢	74902
19	松田町	寄	宮ノ沢	74903
20	松田町	寄	中津川右支川	74904
21	松田町	寄	虫沢川左支川—2	74907
22	松田町	寄	虫沢川左支川—1	74908
23	松田町	寄	中津川	74028
24	松田町	寄	マツチガオ沢	74028-3
25	松田町	寄	荒井沢	74029
26	松田町	寄	水神沢	74030
27	松田町	寄	井戸入沢	74031
28	松田町	寄	中山沢	74032
29	松田町	寄	村山沢	74033
30	松田町	寄	村山沢左支川	74034
31	松田町	寄	田代向沢	74035
32	松田町	寄	上川沢	74304
33	松田町	寄	シンナシ沢	74305

34	松田町	寄	歌ノ沢	74306
35	松田町	寄	萱沼沢	74307
36	松田町	寄	稲郷沢	74905
37	松田町	寄	五軒沢	74909
38	松田町	寄	河土川左支川	74910
39	松田町	松田庶子	大沢	74001
40	松田町	松田庶子	ムジナ沢	74002
41	松田町	松田庶子	新堀沢	74003
42	松田町	松田庶子	天神沢	74004
43	松田町	松田庶子	旗矢沢	74005
44	松田町	松田庶子	上毛勝沢	74006
45	松田町	松田庶子	常光沢	74007
46	松田町	松田庶子	唐沢	74008
47	松田町	松田庶子	河南沢	74009
48	松田町	松田惣領	沢入沢	74010
49	松田町	松田惣領	延命寺沢	74011
50	松田町	松田惣領	飲之沢	74012
51	松田町	松田惣領	水飲沢	74013
52	松田町	神山	和田沢	74015
53	松田町	松田惣領	導切沢	74300
54	松田町	松田惣領	枇杷沢	74301
55	松田町	神山	神山沢	74302
56	松田町	松田惣領	椋木沢	74900
57	松田町	神山	神山滝沢	74014
58	松田町	神山	川音川左支川	74906

[土砂災害特別警戒区域]

平成31年3月31日現在

番号	所在地		区域名	
1	松田町	寄	後沢	74016
2	松田町	寄	谷戸沢	74017
3	松田町	寄	ハチノ沢右支川	74023-1
4	松田町	寄	清流沢	74025
5	松田町	寄	六間沢	74020
6	松田町	寄	滝郷沢	74028-2
7	松田町	寄	観音沢	74303
8	松田町	寄	六ノ沢	74901

9	松田町	寄	中津川右支川	74904
10	松田町	寄	虫沢川左支川一2	74907
11	松田町	寄	虫沢川左支川一1	74908
12	松田町	寄	荒井沢	74029
13	松田町	寄	井戸入沢	74031
14	松田町	寄	中山沢	74032
15	松田町	寄	上川沢	74304
16	松田町	寄	シンナシ沢	74305
17	松田町	寄	歌ノ沢	74306
18	松田町	寄	稲郷沢	74905
19	松田町	松田庶子	大沢	74001
20	松田町	松田庶子	ムジナ沢	74002
21	松田町	松田庶子	新堀沢	74003
22	松田町	松田庶子	天神沢	74004
23	松田町	松田庶子	旗矢沢	74005
24	松田町	松田庶子	唐沢	74008
25	松田町	松田惣領	沢入沢	74010
26	松田町	神山	和田沢	74015
27	松田町	松田惣領	導切沢	74300
28	松田町	松田惣領	枇杷沢	74301
29	松田町	神山	神山滝沢	74014
30	松田町	神山	川音川左支川	74906

松田町地域防災計画（令和元年度改訂）

令和元年5月

発 行 松 田 町 防 災 会 議

編 集 松田町総務課安全防災担当室

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037

Phone 0465-84-5540

F a x 0465-83-1229
